

国立公文書館の機能・施設の在り方に関する提言 (骨子案)

平成 27 年 2 月 27 日

国立公文書館の機能・施設の在り方
等に関する調査検討会議 (内閣府)

(目 次)

1. 趣旨・背景

2. 新たな国立公文書館に関する基本的な論点と方向性

(1) 憲法など国の重要歴史公文書を展示・学習する機能

(2) 立法・行政・司法の三権の重要歴史公文書の保存・利用

(3) 国会周辺に立地する公文書の重要性を象徴する施設

3. 調査検討会議における今後の検討

1. 趣旨・背景

- 我が国の公文書管理は、公文書管理法の制定により制度面ではようやく体系が整いつつある。他方、国立公文書館の機能・組織の水準については、なお諸外国と比べ著しく見劣りする状況。また、国立公文書館の施設の在り方についても、公文書管理法の制定時からの継続的な課題。
- 「世界に誇る国民本位の新たな国立公文書館の建設を実現する議員連盟」から、昨年5～6月に総理、衆参議長、最高裁長官に対し、「国会周辺の国民が利用しやすい場所に、憲法や外交史料など立法・行政・司法の三権すべての重要歴史公文書を集中して保存・展示する『新たな国立公文書館』を、国の歴史の象徴にふさわしい施設として早急に建設すべき」との要請。
- 我が国の国立公文書館の機能・施設の在り方について、幅広く調査を行うため、昨年5月から本調査検討会議を開催。8月には新たな国立公文書館に関する基本的な論点と方向性として「中間提言」を取りまとめた。
- その後、11～12月にかけて、アメリカ、イギリス、フランス、イタリア、オーストラリアの5か国を対象とした海外現地調査を実施。海外の事例なども踏まえ、本調査検討会議として考える新たな国立公文書館の展示・学習機能を中心とした望ましい方向性を示す。

2. 新たな国立公文書館に関する基本的な論点と方向性

(1) 憲法など国の重要歴史公文書を展示・学習する機能

<中間提言の内容>

- 我が国の国立公文書館（北の丸公園）は本格的な展示機能を有しておらず、大日本帝国憲法、終戦の詔書、日本国憲法などは貴重書庫に保存されており、通常、国民は直接目にする事ができない。
- 諸外国では日常的に多くの学生・生徒等が歴史的公文書の原本を通じて国の歴史を学ぶ学習機能を果たしているが、我が国ではそのような光景はまれ。
- 国立公文書館は、国の重要歴史公文書を展示し学習する機能を備えるべき。

【公文書管理の意義と展示・学習機能の重要性】

- ・アメリカにおいては、国の成り立ちに関する展示を通じて、建国の理念を再確認し、これからの国づくりに自分自身も参加するという意思を育てるという意図が明確。公文書管理は、過去を保存することだけではなく、これからの国づくりを進めるために重要で積極的な意味を持つ分野。我が国においても、展示や学習を通じて、公文書管理が国の成り立ちの根幹を支える施策分野であるという認識を広めることが重要。

【展示機能と学習機能の一体的な実施】

- ・各国において、公文書館における展示物を活用した形で、児童・生徒たちに自ら考えさせる学習プログラムを実施。民主主義の基本となる施設である公文書館において、公文書の内容を理解するとともに、そうした学習を通じて自ら考え判断する思考を身につけることは重要。

【デジタル技術を活用した展示の実施】

- ・アメリカなどで実施されているタッチパネルなどのデジタル技術を活用した展示は、来館者の理解や関心等に応じて、関連する情報を分かりやすく一体的に提供できる点において有効。

【学習プログラムの積極的な実施】

- ・イギリスでは、公文書館職員が学校に出向いて行うアウトリーチ活動や、ホームページ上に学習のための教材を掲載することなどにより、学校教育の一環として公文書館所蔵の公文書を活用。

【展示・学習機能を支える専門家・関係機関等との連携】

- ・各国において、アーキビストにとどまらず、展示や学習に関する専門知識を持った職員の活用や、外部有識者等との連携により、公文書館における展示や学習に関する質の向上を図っている。
- ・一つのテーマを展示する際に、公文書館が所蔵する資料だけでなく、他機関の所蔵する資料を併せて展示することにより来館者の興味を一層深める。
- ・各国において、展示を含め公文書館の運営に当たり、ボランティアや寄附金等も活用するなどの取組を実施。

(2) 立法・行政・司法の三権の重要歴史公文書の保存・利用

＜中間提言の内容＞

- 公文書管理法では、立法府・司法府の文書も協議に基づき国立公文書館に移管できるとされており、最高裁の民事判決原本や検察庁の軍法会議に係る刑事訴訟記録は移管して公開することが合意済み。
- 立法府の文書も、移管が可能な文書は、公文書管理法に基づく国立公文書館への移管について積極的に検討されるべき。
- 移管が困難な場合には、寄託や共同の常設展示などを検討すべき。

(3) 国会周辺に立地する公文書の重要性を象徴する施設

＜中間提言の内容＞

- 新たな国立公文書館は国家の中核エリアである国会周辺に立地し、憲法などの国の成り立ちに関する重要な公文書や国の歴史的記録を永久に保存し、世界に向けて発信していくような、国の公文書の重要性を象徴するようなナショナルモニュメントとも言うべき態様の施設であるべき。
- その前提条件として国会近隣に土地が必要である。なお、国会近隣の土地は衆議院の所管になっている。

【国家の中核エリアに立地すべき施設】

- ・ 各国において、国立公文書館は単なる行政庁舎ではなく、国の成り立ちや国家運営の意思決定に関わる公文書の重要性が、建物の態様を通じて伝わるようなナショナルモニュメントとも言うべき施設。アメリカ・ワシントン DC の施設は、国民が国の成り立ちの基本となる文書を閲覧することで、民主主義の重要性を感じとることができるような石造りで格式の高い建築物である一方、ワシントン DC 郊外にあるメリーランド州カレッジパークの施設は現代的な建築物。フランスでは、パリの施設がフランス革命以来 200 年以上にわたる歴史的な建築物である一方、2 年前に新たに開館したパリ郊外の施設は現代的な建築物。
- ・ 多くの国では、国会周辺など国家の中核エリアにおいて、国家の成り立ちの基本となる文書の展示や学習機能などを有する施設があり、多くの人が来館。また、そのような場合には多くの子供たちが校外学習において活用。

(注) 現在の国立公文書館の施設 (本館・北の丸公園) の活用

3. 調査検討会議における今後の検討

- 今年度の調査については、国立公文書館が果たすべき様々な機能のうち、特に展示・学習機能などを中心に検討。来年度については、これらの機能についても必要に応じて継続的に調査するとともに、その他の機能（保存機能、人材育成機能、修復機能等）について議論を進め、国立公文書館の機能・施設の在り方に関する検討を引き続き実施。